

【種目等一覧】

(令和6年4月現在)

種目	区分	対象者	性能その他	限度額 (消費税相当分を含む。)	耐用年数
入浴担架	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させる物または座面に乗せたまま上下移動装置により入浴させる物(スリングシートを除く)	133,900円	5年
入浴補助用具	給付	1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢または体幹機能障害で、入浴に介助を必要とするもの 2 原則として3歳以上の者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条にいう治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者(以下「難病患者等」という。)で、その疾病により入浴に介助が必要なもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)または介護者が容易に使用できる物。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
移動用リ	給付	1 原則として3歳以	障害者(児)を移	① 400,000円	4年

フト・ス リングシ ート		<p>上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの</p> <p>2 原則として3歳以上の難病患者等で、その疾病により下肢または体幹機能に障害のあるもの</p>	<p>動させるに当たって、介護者が容易に使用できる物</p> <p>① 移動用リフト（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）</p> <p>② スリングシート（入浴担架の給付を受けていない者に限り、耐用年数内に2回まで支給を認める。）</p>	② 50,000円	
歩行支援 用具	給付	<p>1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有するもので、住居内の移動等において介助を必要とするもの</p> <p>2 原則として3歳以上の難病患者等で、その疾病により下肢が不自由なもの</p>	<p>転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有する物。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	60,000円	8年
ポータブ ルトイレ	給付	<p>1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの</p> <p>2 原則として、学齢児以上の難病患者等で、その疾病により常時介護を要する者</p>	<p>手すりのついた腰かけ式の物。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	23,100円	8年
排泄支援 用具	給付	<p>下肢または体幹機能障害の身体障害者手帳</p>	<p>排泄時の移動、座位保持、動作、排泄</p>	22,260円	8年 ただし、移乗台

		の交付を受けた者で、排泄に介助を必要とするもの	後の処理行為等を補助できる補高便座等であって、障害者（児）または介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	については 90,000円	
特殊マット	給付	<p>1 原則として3歳以上の知的障害者（児）で、障害の程度が最重度または重度のもの</p> <p>2 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの</p> <p>3 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢または体幹機能障害の程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。）</p> <p>4 原則として3歳以上の難病患者等で、その疾病により寝たきりの状態にあるもの</p>	じょくそう予防または失禁による汚染もしくは損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等を加工した物	71,000円	5年
頭部保護帽	給付	<p>1 知的障害者（児）で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、歩行や座</p>	転倒の衝撃から頭部を保護できる物	36,750円	3年

		位が不安定またはてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの 3 精神障害者（児）で、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの			
訓練いす	給付	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
携帯用会話補助装置	給付	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能もしくは言語機能障害者（児）または肢体不自由者（児）で音声言語に著しい障害を有するもの 2 原則として学齢児以上の愛の手帳の交付を受けた者（児）または高次脳機能障害者（児）（障害を有することが診断書等で確認できる者に限る。）で、コミュニケーションの手段として必要と認められるもの	携帯式で、言葉を音声もしくは文章に変換する、または言語を拡声する機能を有し、障害者（児）が容易に使用できる物（他の機能を有する携帯端末を除き、携帯端末等で利用するためのアプリケーションソフトを含む。）であって、実際に試用し、使える見込みが確認できたもの	285,000円	5年
訓練用ベッド	給付	難病患者等で、その疾病により、下肢または体幹機能に障害のあるもので医師により訓練の必要があると認め	腕または脚の訓練のできる器具を備えたもの	159,200円	8年

		られたもの			
特殊寝台	給付	<p>1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの</p> <p>2 原則として学齢児以上の難病患者等で、その疾病により下肢もしくは体幹機能に障害のあるものまたは寝たきりの状態にあるもの</p>	<p>使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する物</p>	162,800円	8年
体位変換器	給付	<p>1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。）</p> <p>2 原則として学齢児以上の難病患者等で、その疾病により寝たきりの状態にあるもの</p>	<p>介護者が、障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用できる物</p>	15,000円	5年
特殊尿器	給付	<p>1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級のもの（常時介護を要する者に限る。）</p> <p>2 原則として学齢児</p>	<p>尿が自動的に吸引される物で、障害者（児）または介護者が容易に使用できる物</p>	154,500円	5年

		以上の難病患者等で、その疾病により自力で排尿できないもの			
視覚障害者用ポータブルレコーダー	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のもの	1 音声等により操作ボタンを知覚または認識することができ、かつ、DAISY方式による録音ならびに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用できる物または、 2 音声等により操作ボタンを知覚または認識することができ、かつ、DAISY方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用できる物	① 録音再生機 85,000円 ② 再生専用機 48,000円	6年
視覚障害者用地上デジタル放送受信ラジオ	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のもの	地上デジタル放送の音声受信が可能なもので、視覚障害者が容易に使用できる物	29,000円	10年
時計	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のもの	視覚障害者（児）が容易に使用できる物	13,300円	7年
点字タイプライタ	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用できる	63,100円	5年

一		で、視覚障害の程度が1級または2級のもの（本人が就労もしくは就学しているか、あるいは就労が見込まれているものに限る。）	物		
音声式体温計	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のもの	視覚障害者（児）が容易に使用できる物	9,000円	5年
体重計	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級または2級のもの（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用できる物	18,000円	5年
音声式血圧計	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級または2級のもの（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用できる物	15,000円	5年
電磁調理器	給付	① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級または2級のもの ② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障害の程度が1級または2級のもの ③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢または体幹機能障害の程	障害者が容易に使用できる物（本体のみ）	41,000円	6年

		<p>度が1級のもの (①・②・③のいずれも、障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。)</p> <p>④ 18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度または重度のもの</p>			
視覚障害者用拡大読書器	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読み取りたい物(印刷物等)の上におくことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写しだせる物	198,000円	6年
音響案内装置	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級または2級のもの	自分の意志で操作することにより音響・音声案内を受けられる小型送受信機	12,000円	10年
点字ディスプレイ	給付	原則として学齢児以上の視覚障害者で、視覚障害2級以上のもの	文字等のコンピューター画面の画面情報を点字等により示すことができる物	383,500円	6年
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級または2級のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有する物で、視覚障害者(児)が容易に使用できる物	文字情報を読み取るもの 198,000円 SPコード等を読み取るもの 99,800円	6年
屋内信号装置	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害の程度が2級のもの(聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できる物	87,400円	10年

		常生活上必要と認められる世帯に限る。)			
聴覚障害者用通信装置	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚または音声、言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であって、障害者（児）が容易に使用できる物	25,000円	5年
フラッシュユベル	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚または音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	障害者（児）が容易に使用できる物	12,400円	10年
聴覚障害者用情報受信装置	給付	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕および手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、聴覚障害者（児）が容易に使用できる物	① 本体のみ 75,000円 ② CSアンテナ等付属品を含む 88,900円	6年
拡聴器	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害の程度が4級以上のもの	障害者（児）が容易に使用できる物	38,200円	6年
携帯用番号装置	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚または音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できる物	20,200円	6年
車いす用	給付	学齢児以上の身体障	障害者（児）が容	19,000円	5年

レインコート		害手帳の交付を受けた者（児）で、肢体不自由または内部障害の程度が1、2級の者で車椅子を使用するもの	易に使用できるもの		
ネブライザー（吸入器）	給付	1 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの、または医師の意見書により、手帳記載の障害を生ずる原因となった疾病等に起因する呼吸器機能の障害のため、必要性が認められたもの 2 難病患者等で、その疾病に起因する呼吸器機能障害のあるもの	障害者（児）が容易に使用できる物	36,000円	5年
電気式たばこ吸引器	給付	1 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの、または医師の意見書により、手帳記載の障害を生ずる原因となった疾病等に起因する呼吸器機能の障害のため、必要性が認められたもの 2 難病患者等で、その疾病に起因する呼吸器機能障害のあるもの	障害者（児）が容易に使用できる物	56,400円	5年
吸引・吸入両用器	給付	1 身体障害者手帳の交付を受けた者	障害者（児）が容易に使用できる物	92,400円	5年

		<p>(児)であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの、または医師の意見書により、手帳記載の障害を生ずる原因となった疾病等に起因する呼吸器機能の障害のため、必要性が認められたもの</p> <p>2 難病患者等で、その疾病に起因する呼吸器機能障害のあるもの</p>			
動脈血中酸素飽和測定器 (パルスオキシメーター)	給付	<p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)で、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの、または医師の意見書により手帳記載の障害を生ずる原因となった疾病等に起因する呼吸器機能の障害のため、必要性が認められたもの</p> <p>2 難病患者等で、その疾病により人工呼吸器の装着が必要なもの</p>	障害者(児)が容易に使用できる物	157,500円	5年
正弦波インバーター発電機	給付	<p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)であって、人工呼吸器を使用し、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの、または人工呼吸器を使用し、医師の意見書により手帳</p>	障害者(児)が容易に使用できる物	212,000円	5年

		<p>記載の障害を生ずる原因となった疾病等に起因する呼吸器機能の障害のため、必要性が認められたもの</p> <p>2 難病患者等で、その疾病により人工呼吸器の装着が必要なもの</p>			
ポータブル電源（蓄電池）	給付	<p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、人工呼吸器を使用し、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの、または人工呼吸器を使用し、医師の意見書により手帳記載の障害を生ずる原因となった疾病等に起因する呼吸器機能の障害のため、必要性が認められたもの</p> <p>2 難病患者等で、その疾病により人工呼吸器の装着が必要なもの</p>	障害者（児）が容易に使用できる物	104,000円	5年
DC/A Cインバーター（カーインバーター）	給付	<p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）であって、人工呼吸器を使用し、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの、または人工呼吸器を使用し、医師の意見書により手帳記載の障害を生ずる</p>	障害者（児）が容易に使用できる物	40,000円	5年

		原因となった疾病等に起因する呼吸器機能の障害のため、必要性が認められたもの 2 難病患者等で、その疾病により人工呼吸器の装着が必要なもの			
透析液加温器	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工透析を必要とするもの（自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行うことの医師の証明が提出できる者に限る。）	自己連続携帯式腹膜灌流法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つ物	72,100円	5年
点字図書	給付	原則として学齢児以上の視覚障害者（児）で主に情報の入手を点字によっているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書（1人につき年間6タイトルまたは24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入する必要があるものはこの限りでない。）	点字図書の価格	—
大活字図書	給付	視覚障害者（児）で大活字図書の利用が可能なもの	大活字化により作成された図書	60,000円／年	—
情報通信支援装置	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、上肢障害の程度が1級または2級のもの、または視覚障害の程度が1級または2級のもの	障害者（児）がパソコンを容易に使用できるために必要な周辺機器、アプリケーションソフト等	100,000円	5年
点字器	給付	視覚障害者（児）で、点字の使用ができ	障害者（児）が容易に使用できる物	10,400円	5年

		るか、給付することにより可能になるもの	(点筆を含む。)		
人工喉頭	給付	音声機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者で発声が困難なもの	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	5年
人工鼻	給付	音声機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者で喉頭を摘出したもの	障害者(児)が容易に使用できるもの	23,100円/月	—
収尿器	給付	肢体不自由または膀胱機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者で、高度の排尿障害のあるもの	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもの	17,000円	6ヶ月
ストマ装具	給付	直腸機能障害、膀胱機能障害または小腸機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者で下記のいずれかに該当するもの (1) ストマ造設を行っているもの (2) カテーテル常時留置により尿路変更を行っているもの	① 低刺激性の粘着剤を使用した密閉型または下部開放型の畜便袋および皮膚の保護、皮膚への装具密着などのために使用する用品 ② 低刺激性の粘着剤を使用した密閉型の畜尿袋で尿処理用のキャップ付のもの、および皮膚の保護、皮膚への装具密着などのために使用する用品	① 消化器系 8,858円/月 ② 泌尿器系 11,639円/月	—
紙おむつ	給付	3歳以上であって下記のいずれかに該当するため紙おむつ等を必要とするもの ① 上記ストマ装具の対象者で、ストマの	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、皮膚を清潔に保つものまたは洗腸装具	12,000円/月	洗腸装具は6か月

		<p>変形またはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストマ装具を装着できないもの</p> <p>② 直腸機能障害または膀胱機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者で、先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による排尿機能障害または排便機能障害のある者および先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する排便機能障害のある者</p> <p>③ 脳性麻痺による肢体不自由または脳原性運動機能障害の手帳の交付を受けた者で、排尿または排便の意思表示が困難なもの</p>			
つえ	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者で、つえの使用により、歩行機能を補うものが可能なもの	T字型のもの	5,000円	3年
音声案内機器	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のもの	ICタグ等を用い、視覚障害者（児）が容易に使用できる物	62,790円	6年
火災警報器	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害の程度が2級のもの（聴覚障	屋内の火災を煙または熱により感知し、光を発するなどにより聴覚障害者が	51,300円（発信機および受信機セット） 16,300円（発信	8年

		<p>害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)</p>	<p>知覚できるもの 日本消防検定協会の検定に合格したものまたは品質評価を受けたもの</p>	<p>機のみ。)</p>	
自動消火装置	給付	<p>① 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、その障害の程度が1級または2級のもの</p> <p>② 知的障害者（児）で障害の程度が最重度または重度のもの（①②いずれも、火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。また、他の制度を利用できるものを除く。)</p>	<p>屋内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火できるもの</p> <p>日本消防検定協会の検定に合格したものまたは品質評価を受けたもの</p>	28,700円	8年

